

職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第3号

職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務発明に関する規則（昭和60年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施補償金の支払)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 前項の運用が当該特許を受ける権利又は特許権に係る発明を県が自ら実施するものである場合における同項の規定の適用については、同項中「毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額」とあるのは、「発明の実施を許諾した場合に県が得ることとなる毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額に相当するものとして別に定めるところにより算定した額」とする。</u></p> <p>(退職後に判明した職務発明の取扱い)</p> <p>第17条 職員がその在職期間中にした職務発明については、当該職務発明をしたことが当該職員の退職後に判明した場合であっても、第2条から前条までの規定を適用する。この場合において、第4条第1項及び第3項、第5条第3項並びに第8条第2項中「所属長」とあるのは、「<u>当該職務発明に係る業務を所掌する所属の長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(実施補償金の支払)</p> <p>第11条 県は、第6条の規定により譲渡を受けた特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得たときは、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額に2分の1を乗じて得た額の実施補償金を、当該発明者の請求により、翌年5月31日までに支払うものとする。</p> <p>(退職後に判明した職務発明の取扱い)</p> <p>第17条 職員がその在職期間中にした職務発明については、当該職務発明をしたことが当該職員の退職後に判明した場合であっても、第2条から前条までの規定を適用する。この場合において、第4条第1項及び第3項、第5条第3項並びに第8条第2項中「所属長」とあるのは、「<u>当該職務発明をした当時の所属の長</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和3年2月20日から施行する。
- 2 改正後の職員の職務発明に関する規則第11条の規定は、この規則の施行の日以後に得た発明、考案若しくは意匠の実施又は品種の利用による収入に係る実施補償金について適用し、同日前に得た発明、考案若しくは意匠の実施又は品種の利用による収入に係る実施補償金については、なお従前の例による。